

教育委員会 8 月定例会会議録

日 時 令和 5 年 8 月 1 7 日 (木) 午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 1 0 分まで

場 所 市役所 1 1 階北会議室

出席者

(教育委員)

教 育 長	吉 川 真由美	教育長職務代理者	奈 良 知 彦
委 員	畠 山 正 文	委 員	渡 辺 照 子
委 員	木 村 素 子		

(事 務 局)

教 育 次 長	片 貝 伸 生	指 導 担 当 次 長	金 井 幸 光
総 務 課 長	高 橋 雅 人	教 育 施 設 課 長	木 村 一 弥
文化財保護課長	神 宮 聡	学 務 管 理 課 長	相 原 吉 次
学校教育課長	田 村 裕 之	前橋高等学校事務長	藤 井 義 嗣
生涯学習課長	佐 藤 由美子	教 育 支 援 課 長	内 山 崇
図 書 館 長	齋 藤 明 子		

教 育 長 これより前橋市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

教 育 長 直ちに本日の会議を開きます。
議事の前に、本日、諸報告 1 の追加がありました。これを本日の議題に加えることに異議ありませんか。

(異 議 な し)

教 育 長 異議のないものと認めます。
これにより、諸報告 1 を日程に追加し議題とすることに決まりました。

教 育 長 それでは、進めます。
7 月定例会の会議録については、既に配付済みであります。記載事項に異議等ありませんか。

(異 議 な し)

教 育 長 異議のないものと認め、承認いたします。

教 育 長 議事は、議事日程第 1 号のとおり進めます。
日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。

教 育 長 日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に奈良委員と畠山委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

教 育 長 日程第三。教育長提出の諸報告について、報告いたします。

教 育 長 **総括的報告**
お手元のレジュメをご覧ください。本日は 3 点ご報告させていただきます。

1 点目としては、7 月 1 4 日（金）に東京の都市センターホテルで開催されました中核市教育長会第 1 回総会・研修会についてです。この研修会では、文科省の不登校対策について、不登校特例校の設置や地方における施策の充実について説明がありました。一方で、教育長会のほうからその準備金や人件費など、しっかりと確保してほしいという要望が出されました。加えて、スクールソーシャルワーカーなど専門職の人材育成を大学と連携して、国がしっかりと計画性を持って育成してほしいという要望がなされました。中核市という規模の大きな自治体の教育委員会の取り組みや課題が共有でき、前橋市としても大変有意義だったと思います。

2点目としては、第2回前橋市教育委員会事務の点検及び評価委員会が7月21日（金）に開催されました。評価委員の先生方には、あらゆる角度から前橋市教委の事務について、丁寧に点検・評価していただきました。ウイズコロナの中、数値に表れていない部分もヒアリングなどで把握していただき、総合的に評価していただきました。教育の進捗というものを評価することは非常に難しいと、毎回のことでありますがおっしゃられていました。一方で、あるべき姿を達成するために立てた一つ一つの目標に、しっかりと取り組んでいくことも重要であると私たちも認識をしております。今後に生かしていきたいと思えます。

3点目としては、7月25日（火）に群馬県都市教育長協議会第2回定例会が、前橋市の臨江閣で開催されました。県内にある12市の教育長が1カ所に集まって、課題などを共有する重要な会議です。この会議では、部活動の地域移行について、各市の状況を共有したのちに情報交換の場として、教職員の多忙化解消のために群馬県が発出いたしました提言R5の各市の取り組みについて、話し合いがありました。各市、色々と工夫しています。会議の精選、会議のオンライン化、夕方から夜にかけての電話対応など、各学校や教育委員会が行う様々な工夫は、本市の今後の参考になります。子どもと先生が向き合う時間をいかに確保するのか、確保していけば良いのか、今後も12市で連携を取りながら進めていきたいと思えます。今回、臨江閣での会議となり、前橋らしさも各市の教育長さんに感じていただき、非常に良い機会となりました。

次にレジュメにはありませんが、過日、本市の小学校に勤務する教諭が器物損壊の疑いで逮捕されました。いかなる理由があるにしても、児童と保護者の気持ちを傷つけ、教職員としての信用を失墜させるということは、あってはならないことです。本件のサービス事故に関しましては、学務管理課長より改めて説明を申し上げますが、私たち教育委員会としては、子どもたちのサポートに全力を尽くしてまいりたいと思えます。

諸報告1 前橋市立小学校教諭のサービス事故について

学務管理課長

報告1「前橋市立小学校教諭のサービス事故について」報告します。資料はございません。

「前橋市立小学校教諭のサービス事故について」ですが、本件において、夏休み中の児童の動揺なども十分に勘案し、校名については非公開とし、教育長名で、「子どもたちのサポートに全力を尽くす」という主旨のコメントを発出させていただきました。校名の非公開については引き続きご配慮をお願いいたします。それでは、説明いたします。

令和5年8月10日（木）、前橋市立小学校に勤務する教諭が器物損壊の疑いで前橋警察署に逮捕されました。

当該教諭は、8月8日（火）、午後3時15分頃、前橋市内のスーパーマーケットの駐車場に停めてあった乗用車の左前のタイヤに穴を開けて、パンクさせた疑いがもたれています。動機など詳細については、現

在警察が調査をしております。

市教委としては、事実確認を進め厳正に対処するとともに、子どもたちへのサポートに全力を尽くしてまいります。

なお、当該教諭は県費負担教職員であるため、今後、学校が当該教諭から聞き取ったこと等について、市教委を通じて県教委に報告してまいります。報告は以上となります。

教 育 長 以上の報告について、質疑等ございますか。

教 育 長 なければ以上で、質疑を終わりにします。

教 育 長 日程第四。教育長提出の議案を上程いたします。

まず、議事に入ります前に、議事の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長提出の議案第25号及び議案第26号については、市議会提出予定議案に関わることから現時点では意思決定過程にあると認められるため、議事を非公開とすることが適当であると思われま。

したがいまして、議案第25号及び議案第26号については、前橋市教育委員会会議規則第20条第1項の規定に基づき、議事を非公開とすることに、異議等ありませんか。

(異 議 な し)

教 育 長 異議のないものと認めます。

よって、議案第25号及び議案第26号については、議事を非公開とし、議事日程の最後に議題といたします。

それでは、議案第27号及び議案第28号を議題といたします。説明をお願いします。

議案第27号 令和4年度前橋市教育委員会事務点検・評価報告書について

総 務 課 長 教育委員会議案第27号「令和4年度前橋市教育委員会事務点検・評価報告書について」ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。本件は、「令和4年度前橋市教育委員会事務点検・評価報告書」の内容を決定しようとするものでございます。

それでは、別冊の報告書の表紙をめくっていただき目次をご覧ください。「Ⅰ」が「はじめに」、「Ⅱ」が「点検・評価の概要」、「Ⅲ」が「教育委員会の活動状況」、「Ⅳ」が「教育委員会の施策に関する点検・評価」、という構成になっております。

続いて、報告書2ページの「Ⅱ 点検・評価の概要」をご覧ください。

今年度の点検評価につきましても、例年同様に、前年度（令和4年度）の教育委員会の活動及び「令和4年度教育行政方針」に位置付けられた主な施策・事業を対象に、具体的な指標を用いながら評価を行いました。また、学識経験者の意見として、群馬大学大学院の音山教授、共愛学園前橋国際大学の後藤副学長及び野口教授からご意見をいただきました。

続いて、報告書9ページをご覧ください。「IV 教育委員会の施策に関する点検・評価」をご覧ください。施策に対する評価につきましては、教育行政方針の体系に基づいて実施しました。

続いて、報告書11ページをご覧ください。令和4年度に実施した分野別のトピックを掲載しております。また、12ページには、学校や各種施設等への新型コロナウイルス感染拡大の影響を掲載しました。

続いて、報告書の13ページからが「評価結果の概要」、28ページからが「具体的施策別評価」となっております。

ここで、報告書13ページからの「施策の重点目標及び主な事業」に対して、外部評価委員から頂戴した主なご意見のうち、今後、改善・対応が必要とされた意見を中心にご紹介します。

まず始めに、「学校教育分野」に対する学識経験者の意見につきましては、16ページから17ページに記載されています。16ページをご覧ください。16ページ中段以降の「義務教育」についてですが、「学校力を高める学校経営」として、「5. 安全・安心な学校づくりの徹底」では、『現在でも様々な取組が行われ、内容は充実しているが、児童生徒全員が自ら状況を判断し、危険を予測し回避できるよう、引き続き指導の徹底が求められている。』とのご意見をいただきました。

次に、「魅力あふれる教育活動」として、「3. 健康増進・体力の向上」では、『依然として体力テストの「結果が低下傾向にあるため、体力向上に向けた取組には、力を入れていく必要がある。』とのご意見をいただきました。

17ページをご覧ください。キャリア教育に関する「4. 自立性・社会性の育成」では、『キャリア・パスポートの活用が依然として課題であるため、キャリア・パスポートの活用について、キャリア教育推進協議会で議論を深め、取組を推進したほうがよい。』とのご意見をいただきました。

次に、「5. 個別最適な学びと協働的な学びの推進」では、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末と学習用ソフトウェアの活用実態が低い水準にあることから、『今後も講座の開催や授業での活用例の公開など、苦手感を持つ教師への支援も必要』とのご意見をいただきました。

次に「教職員育成」では、『質の向上も意識して取り組んでいるが、今後も教育委員会と大学が連携し、共同で研修プログラムを展開するなど、新しい枠組みについても検討の余地がある』とのご意見をいただきました。また、「特別支援教育」では、『依然として支援学級の増加な

ど課題も抱えているため、相談機能の充実について、なお、一層力を入れる必要がある』とのご意見をいただき、さらに「幼児教育」では、『今後も幼児教育アドバイザーの先生方に精力的に活躍してもらえるよう支援していくことが課題』とのご意見をいただきました。

続いて、「青少年教育分野」に対する学識経験者の意見は、20ページに記載されています。報告書の20ページをご覧ください。20ページ3段落目の「(2) 青少年支援センター」の取組について、『支援が必要な問題が多様化、複雑化、深刻化をしている中、大変素晴らしい取組が出来ているが、問題として把握される前の段階で対応が取れるよう、子どもの居場所の充実、情報共有のための関係部署の連携体制の構築など、長期的な視点で問題を未然に防止するための方法についても検討を進めていく必要がある。』とのご意見をいただきました。

また、下段以降に記載の「(3) 児童文化センター」の取組について、『評価の良い取組であっても改善点を見出すことを継続し、効果的な活動が実現出来ているが、今後も子どもを活動の中心に置き、さらなる改善に期待したい。』とのご意見や、『市民力の向上と多世代交流の推進として、多くのボランティア活動が実施されているが、これらの実績を見児童文化センターの取組だけではなく、他の青少年育成や生涯教育の取組にも波及させていくことを期待する。』とのご意見をいただきました。

続いて、「社会教育分野」に対する学識経験者の意見は、23ページから24ページに記載されています。23ページをご覧ください。23ページ2段落目の「(1) 生涯学習」の取組について、『新型コロナウイルス感染症の影響が大きい中で、多くの講座が工夫のもと実施され、市民が講師になる講座も企画され実施されたことも評価できるが、アフターコロナを見据え、改めて市民や、地域の中学生・高校生・大学生を巻き込めるような講座や企画を期待する。』とのご意見をいただきました。

次に、23ページから24ページに記載の「(2) 図書館」の取組について、『新型コロナウイルス感染症への影響が大きい中でも、ボランティア層の広がりが見えるなど、評価できる点も多かったが、多くの事業が精力的に実施されたことは評価するが、今後は、図書館の運営そのものにも関わる図書館サポーターなど、市民ボランティアの増強を期待したい。』とのご意見をいただきました。

次に、24ページの2段落目の「(3) 文化財」の取組についても、『市民ボランティアについて、さらなる拡充を期待したい。』『若い世代を文化財ボランティアに巻き込んでいく仕組みづくりを検討してもらいたい。』とのご意見をいただきました。

続いて、「教育環境整備分野」に対する学識経験者の意見は、27ページをご覧ください。「教育施設整備」の取組について、「防災の拠点として、災害に強い施設整備にも取り組んでおり、学校だけではなく、地域の防災拠点となる公民館の整備も計画通りに進められたことは評価

できる。」とのご意見をいただいた一方で、『教育施設の整備には多額の費用が必要となる。そのため、長期的な計画が最も重要となるため、今後の児童生徒数や利用者数の推移を見据えながら、整備計画のPDCAサイクルを回していくことが大切。』とのご意見もいただきました。

また同ページ下段の「学校給食」の取組について、『SDGsの観点からも食べ残しの量（残さ量）の減少や余剰食材の活用について、引き続き改善に取り組んでいく必要があります。また、質の高い給食の安定供給の観点から、共同調理場の施設設備の老朽化、給食費の公費負担問題について議論を進める必要がある。』とのご意見をいただきました。

このほか、個別事業についてもご意見をいただきました。それらを参考に、今後さらに適正な事業推進を図ってまいります。

報告書につきましては、本日もご決定いただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づきまして、市議会へ提出させていただくとともにホームページに掲載し公表する予定でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第28号 令和6年度に使用する前橋市立小学校の教科用図書の採択変更について

学校教育課長

教育委員会議案第28号「令和6年度に使用する前橋市立小学校の教科用図書の採択変更について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づいて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料の6ページをご覧ください。

令和6年度に使用する小学校の教科用図書のうち、外国語の教科用図書につきまして、学習指導要領では、外国語は第5学年及び第6学年の複数学年を一体的に指導する教科としております。

今回、小学校の教科用図書の改定を受けまして、前橋市・渋川市・榛東村・吉岡町の中毛第一地区協議会で調査員会を設置しました。この結果、外国語については、発行者「光村図書」が選定されました。

これにより、令和6年度に第5学年が使用する教科用図書として、光村図書の「Here We Go! 5」を採択しました。

一方で、第6学年の外国語については、昨年度採択となっている発行者「東京書籍」の教科用図書を一体的に使用することとなります。

これにより令和6年度使用小学校教科用図書一覧の記載のとおり、令和6年度に第6学年が使用する教科用図書は、発行者「東京書籍」の「NEW HORIZON Elementary English Course 6」に採択変更しようとするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

教 育 長

ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見

等ございましたらお願いします。

木村委員 事務点検・評価報告書（案）について、お伺いします。学校教育分野のところ（４）特別支援教育とありますが、４つの観点で「創りだす」という項目で「障害のある子供とない子供が交流する仕組みを構築することを通して、様々な人が共に活動する教育を推進します。」とありますが、下の主な事業に書かれている６点の事業を見ますと、「創りだす」に対応する事業がどれに当たるのか、含まれないのではないかという印象を持ちました。今後、来年度以降、このように取り組むということがありましたら、それについて教えていただきたいです。

教育支援課長 木村委員さんのご指摘のとおり、具体的なものはこの事業の中に、もしかすると見えてこないのかもしれませんが。現在、特別支援教育室で行っているのは、例えば、聾学校や盲学校等の児童・生徒と通常の学校の子どもたちとの交流等は行っております。また、それ以外に多様性のある社会ですので、多くの子どもたちが、障害のある子どもと障害のない子どもが交流できる機会を確保できるよう、こちらの方も提案や計画的に取り組んでまいりたいです。この中に、もう少し具体的に記載できるようにしていきたいと思えます。

指導担当次長 教育支援課長が伝えたとおりです。通常の学級と交流することは、非常に日々の生活の中で重要なことです。そういったところを指導主事の研修や学校の研修、プラザでの研修で、色んなところと交流することが大事ですと指導していきたいと思えます。

木村委員 付け加えますと、分離した学校同士の交流というよりも、小学校の中の特別支援学級と通常学級の子どもたちの交流であるとか、通常の学級に在籍している障害のある子などと交流しつつ、ちゃんと学びが保障されるかということに関心が移ってきていると思えます。そちらのほうをしっかりと取り組んでいけるような事業も、これから具体的に考えていくことが大事なのかなと思えます。

渡辺委員 点検・評価報告書ですが、とても良く出来ているなと読ませていただき思いました。単に文字として作成されるだけでは勿体ないと思われるので、この報告書をどのように活用しているのでしょうか。例えば、学校分野であれば、評価されている部分がたくさんあり、そういったことが先生方に届けば、これだけ頑張ったことが評価されたなと意欲などに繋がると思えます。これが活用されていく背景をお聞きしたいです。

総務課長 点検・評価報告書の今後の活用ということですが、総務課といたしまし

では、まずはホームページに公開します。各課に対しまして、評価をいただいたところは課内でも共有し、評価委員の先生からご指摘いただいたところは来年度に向けて、常に意識して業務に取り組むように共通認識を図りながら業務を進めてまいりたいと思います。今後については、報告書を作ったから終わりではなく、教育委員会内の課長会議等においても日頃の業務での活用について積極的に呼びかけてまいりたいと思います。

教育次長　この報告書の3ページにもPDCAサイクルを回すと書いてあります。これを作成するに当たって、有識者の先生方と綿密なヒアリングを実施しています。ヒアリングの際には、担当職員を含めて、色んな情報交換をさせていただいています。担当者に直接、評価の言葉や、先ほどいただいた木村委員からの視点、こういった視点が必要でないかと、ここには載っていない深いところまでご指摘いただいています。これを作成する段階まで、かなり情報交換できていると思います。形は報告書になっていますが、中身は充実した対応が出来ていると考えております。

渡辺委員　これまでのプロセスの中でも、すでに活用していて、これからも活用していただけるということで安心しました。単に数字を見て評価するのではなく、表れてないところまで聴き取りによって、評価していただけるのは素晴らしいです。Aもたくさんある中、AAはないですので、課題の部分については意識して、Aの部分はAAを狙い、より良くしていく姿勢で、皆さんで臨んでいただきたいと思います。

教育長　渡辺委員さんが指摘してくださったように、私たちがしっかりと受け止めてPDCAを回していくということが、とても大事だと思います。渡辺委員さんのお話の中で、これを教育委員会だけで終わらせるのではなくて、学校現場にも先生方の頑張りを認めるうえでも、とても大事だというお話がありました。指導担当次長さん、これを学校現場で活用するのも大事ではないでしょうか。

指導担当次長　本当におっしゃるとおりです。まだ学校現場で、このことがあまり認識されていないのが実情です。このことが学校現場の先生方にも広がっていくと、先生方がより目的意識を持ちながら、広い視野で教育活動を行っていきけることにも繋がっていく効果もあると思います。

渡辺委員　とにかく現場の先生方は頑張ってくさっていると思いますので、外部の方が認めてくれるというのが分かると思います。

教育長　評価がAA・A・B・Cと、大学等ではこういう評価が多いです。一方で、前橋市の総合計画はA・B・C・D評価であり、この辺の整合性

をどの様にしていくのかというのも、教育委員会内で話し合っていますし、教育委員さんにも色々なアドバイスをいただけたら良いなと思います。

教 育 長

ほかになれば、以上で質疑を終了します。

それでは、議案第27号及び第28号について、可決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

教 育 長

異議のないものと認めます。

よって、議案第27号及び第28号について可決いたします。

教 育 長

日程第五。その他について報告事項がございます。説明をお願いいたします。

その他(1) 行事について

総務課長

その他1 行事について、ご説明申し上げます。

教育委員会の9月の定例会でございますけれども、15日(金)午後2時から、市役所11階北会議室において開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を紹介)

教育委員会の10月定例会につきましては、16日(月)午後2時から、市役所11階北会議室で開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を紹介)

以上、9月、10月の行事予定です。

その他(2) 令和5年度第1回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について

文化財保護課長

その他2「文化財調査委員会議の開催結果について」をご報告申し上げます。

資料の11ページをご覧ください。

会議名、日時、場所、出席者及び議題については、記載のとおりです。

次に結果概要についてですが、会議において、令和5年度の文化財保護行政について、基本方針、全体概要等を報告するとともに、令和5年度の文化財調査委員会の調査活動計画等について協議いたしました。また、令和5年度の主な事業や事業計画について報告と協議を行いました。

続いて、会議の主な意見等についてですが、市天然記念物のザゼンソウについては、『イノシシ除けのフェンスを張っていない箇所にはイノシシ被害が見られたため、経過観察とともにザゼンソウ移植も行う必要がある。』

現在旧関根家住宅の茅葺屋根改修工事が行われているが、『傷みが進

んでから修繕を行うと費用も掛かるため、傷みが進みきる前に処置していくべきである。』

「前橋市歴史的風致維持向上計画」で『文化財保護課が関係する部分については、主管する都市計画課と密に連絡を取りあって進めてもらいたい。』同時に、『「文化財保存活用地域計画」の作成についても、可能なものから進めてもらいたい。』とのご意見をいただきました。

以上でございます。

その他（３） 令和５年度第１回前橋市社会教育委員会議の開催結果について

生涯学習課長

その他３「令和５年度第１回前橋市社会教育委員会議の開催結果について」ご報告申し上げます。資料の１２ページをご覧ください。

開催日時、場所、出席者及び議題につきましては記載のとおりでございます。

次に結果概要についてですが、まず会議に先立ち、６月の定例会で承認いただきました委員の皆様へ、教育長より委嘱状の交付を行いました。

会議では、中部教育事務所から国の第４期教育振興基本計画の概要と社会教育に関する国の動向について説明をいただきました。

また、指導担当次長より、本市の第３期前橋市教育振興基本計画の概要について説明を行いました。

委員の方々から、国・市の各計画に関連して様々な質問をいただき、それぞれの立場から貴重なご意見をいただきました。

報告では、生涯学習課長から、令和４年度までの社会教育委員会議での取組や協議内容について資料をもとに説明を行いました。

協議については、時間の関係で、今後の社会教育委員会議での協議内容については次回以降に検討することとなりました。

委員の方からいただいたご意見の中の主なものをご紹介します。

『第３期前橋市教育振興基本計画の視点である「多様性を認め合う学びの充実」の中に、LGBTという表記があることはとても素晴らしい。』と思うとのご意見をいただきました。

他にも、『学校にはとても魅力的な公民館講座のお知らせが届くが、そこに行くことができない子どもたちに対して何ができるのかというも考えていただきたい。子どもたちが親の力を借りなくてもできることはないかという視点も入れていただきたい。』

『地域の人材を活用し、長期休業中には絵画教室や書道教室などを公民館などの行政だけでなく、NPO法人や企業なども実施している。民間でもそういった活動を行っていること、地域と連携していることを知っていただけたらと思う。』とのご意見をいただきました。

以上でございます。

その他（４） 令和５年度第１回前橋市公民館運営審議会の開催結果について

生涯学習課長

その他４ 「令和５年度第１回前橋市公民館運営審議会の開催結果について」、ご報告申し上げます。資料の１３ページをご覧ください。

開催日時、場所、出席者及び議題につきましては記載のとおりでございます。

次に結果概要についてですが、今年度第１回目となる今回の審議会では、森谷委員長の意向もあり、諮問のテーマである「地域と学校を結ぶ公民館」を更に深く理解できるよう、清里公民館で行われた枝豆収穫祭を視察しました。

議事では、「地域と学校を結ぶ公民館」の諮問をテーマに、清里まちづくり協議会と清里公民館から資料に基づき報告をいただき、その後、意見交換を行いました。

今年度の審議会は、この後２回開催予定であり、次回は１１月開催を予定しております。市の諮問に対する答申書は、今年度末に市へ提出される予定です。

委員からいただいたご意見の中から主なものをご紹介します。

『小学校と公民館が近いということもあり、公民館が子どもたちにとって、学校だけではない別の学びの場となっている。』

『清里地区では地域の人が講師となり、学校・地域・公民館の理想的な連携ができていると感じた。』とのご意見をいただきました。

以上でございます。

その他（５） 前橋市立図書館新本館基本構想・基本計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施について

図書館長

その他５ 「前橋市立図書館新本館基本構想・基本計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施について」、ご報告いたします。

資料の１４ページをご覧ください。

１の概要については、令和４年４月に策定した前橋市立図書館新本館基本構想を実現するため、サービス・施設整備・管理運営計画などを掲載した「前橋市立図書館新本館基本構想・基本計画（案）」について意見を求めるため、パブリックコメントを実施しようとするものです。

２のパブリックコメント対象資料については、お手元にご配付の冊子と概要版です。

３のパブリックコメント実施概要については、（１）意見募集の対象は、前橋市立図書館新本館基本構想・基本計画（案）のうち、第１部の基本構想は、すでに策定・公表済みのため、第２部の基本計画の部分に対してお願いするものです。なお、意見募集時には対象資料の中で、意見募集の箇所を明確にするなどの工夫をしたいと考えています。（２）意見の募集期間は、令和５年８月２３日から９月１２日まで、（３）資料の公表方法、（４）意見の提出方法、（５）市民への周知方法、につ

きましては、資料記載のとおりです。(6) 意見に対する回答は、9月29日に本市の考え方を公表する予定です。

続きまして、前橋市立図書館新本館基本構想・基本計画(案)をご説明いたします。前半の第1部は、すでに策定・公表済みの「基本構想」、後半の第2部は今回、策定を目指す「基本計画」となる二部構成とし、構想と計画が、一つに合体した形で編さんしています。

今回のパブリックコメントの対象となる、第2部の図書館新本館基本計画案について、要点をご説明いたしますので、資料の概要版の中面をご覧ください。

第1章「新本館基本構想の実現に向けて」ですが、この章では「1新本館基本構想の整理」と「2新本館ビジョンの具現化」について掲載しています。また、「3全世代にとって魅力的な場所であるために」では、現本館と前橋こども図書館は統合しますが、その意義などを掲載し、「4前橋市立図書館の強みを生かして」では、本館と分館のネットワーク体制の強化や、相談コーナーの常設など、新たな取り組みについても触れています。

第2章は「サービス計画」です。この章では「1新本館におけるサービス」、「2蔵書計画」、「3群馬県立図書館との機能連携」について掲載しています。新本館は蔵書60万冊が収容できる規模の図書館としております。

第3章は「施設整備計画」です。「1新本館整備の考え方」、「2新本館において必要な諸室・スペース」、必要な諸室の動線をモデル化した「3機能相関図」、「4施設規模目標」について掲載しており、新本館の延床面積の目標は8,000平方メートルとしています。

第4章は「管理運営計画」です。「1開館時間・休館日」では、新本館は、街中のにぎわい創出の機能を担うことから、市民ニーズなどを踏まえて検討していくこととしています。「2管理運営体制」では、新本館の運営は、現在と同様、直営とし、窓口などは、効率的な運用となるよう、直営と業務委託の双方で検討することとしています。

最後の第5章は、「事業計画」です。「1開館までの事業スケジュール」では、竣工・新本館の開館について、2027年度(令和9年度)を目指すスケジュールとなっており、「2事業費」については、新本館は、市街地再開発事業における複合施設の一つとしてコストを意識して計画し、国庫補助金などを見込み、本市の負担軽減に努めていくとしています。

以上が、図書館新本館基本計画案の概要となります。

なお、基本計画の詳細につきましては、ご配付いたしました冊子をご覧ください。報告は、以上でございます。

教 育 長

総務課からの行事予定で、次回の定例会についてですが、9月15日(金)午後2時ということでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

教 育 長 　　では、9月定例会については9月15日（金）午後2時からと決定します。

　　また、10月定例会については10月16日（月）午後2時から予定することで、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

教 育 長 　　では、10月定例会については、10月16日（月）午後2時からということで、お願いいたします。

　　ほかに、ただ今の報告について質疑等ございますか。

教 育 長 　　説明を加えていただければと思います。行事予定表にあります「学習室スマホ教室」について高校生学習室を利用していますが、対象や講師について説明をいただけますでしょうか。

生涯学習課長　　学習室スマホ教室は、9月11・21・26日と3回開催されます。アクエル前橋2階にございます高校生学習室は、高校生の利用時間は平日午後4時から9時までとなっています。開室時間以外の空き時間の活用という主旨で、学習室でスマホ教室を開催します。対象としては、一般の方を想定していますが、デジタルデバイドの解消という意味合いで、スマホ教室をアクエルの学習室で開催することによって、多くの方に学習室を知ってもらいながら、スマホの操作をしていただくという主旨で開催します。内容については、基本的な操作、アプリの入手と機能操作、3回目は自由に相談会という形式をとります。場所の関係から定員は20名で、ただ今申し込みを受け付けております。こういう形で、学習室自体も知っていただけたらなと思います。

教 育 長 　　他にありますか。なければ、以上で質疑を終わります。

教 育 長 　　次に、先ほど非公開と決定されました議案について、議事を行います。傍聴人の方をお願いいたします。ここからの議事は非公開といたしますので、退場されますようお願いいたします。

(傍 聴 人 退 場)

教 育 長 　　それでは、議案第25号及び議案第26号を議題といたします。提案説明をお願いいたします。

【非公開議案】

総務課長

議案第25号 令和5年第3回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について

総務課長
学校教育課長

議案第26号 令和5年第3回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について

教育長

以上をもちまして教育委員会8月定例会を閉会いたします。

(午後3時10分)